

障第5号  
令和6年4月1日

各就労継続支援A型事業所運営法人  
各就労継続支援B型事業所運営法人  
各生活介護事業所運営法人  
各地域活動支援センター運営法人

} 代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針の一部改正について

日頃は、県の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から、別添のとおり通知がありましたので、周知します。

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針では、就労継続支援B型事業所において「事業所工賃向上計画」の作成が要請されており、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち、希望する事業所においては「事業所工賃向上計画」を作成することとしております。

別途、計画策定について通知を発出しますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係			
担当係長	塚本	担当	田中
住所	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		
電話番号	058-272-8309 (直通)		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		